

(一社)沖縄本島中南部ホエール協会会則

2021年4月改定
2021年11月改定
2024年11月改定

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人沖縄本島中南部ホエール協会(以下、当協会とする)と称する。

(目的)

第2条 当協会は沖縄島の喜屋武岬～前島～黒島～残波岬までの海域にてホエールウォッチング及びホエールスイム事業を実施するにあたり、鯨類及びその生息環境を保護するとともに 観光資源として持続利用を可能とするため、お互いに協力することを目的とする。

(活動)

第3条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1)ホエールウォッチング自主ガイドラインの制定及び運用
- 2)ホエールスイム自主ガイドラインの制定及び運用
- 3)ホエールウォッチング及びホエールスイムに関する情報の発信・提供
- 4)鯨類に関する調査・研究のための情報収集・情報提供への協力
- 5)地域団体の実施する観光・教育普及事業への協力
- 6)関係諸団体との連携

(会員)

第4条 会員は次の事項のいずれかに一致しなければならない。

- 1) 中南部海域を主なエリアとして利用し、当協会の趣旨に賛同する事業者
- 2) 自社船舶を所有し、不定期航路事業届け出を行っている事業者
- 3) 必要な許認可・保険加入をしている事業者

(入会)

第5条 当協会へ入会しようとするものは推薦する当協会員が署名捺印した入会申込書と下記必要書類を当協会へ提出し、協会員の満場一致にて受理されること。

- 1)入会申込書
- 2)不定期航路事業届け書
- 3)船客傷害賠償保険書
- 4)海域レジャー提供事業届出書(プレジャーボート)
- 5)スノーケル事業届出書 *スイムを開催する事業者
- 6)自社船舶の写真(データ可)
- 7)水難救助員名簿(ウォッチング)、及びスノーケリングガイド名簿(スイム)
- 8)管理下傷害保険の保険証券 *スイムを開催する事業者

(退会)

第6条 当協会員はいつでも退会することが出来る。ただし、退会する場合は会長に連絡し、その了承を得ることとする。

(会費)

第7条 当協会は入会をした年に入会金と合わせ年会費を納入しなければならない。

- 1) 初年度は入会金と年会費を合わせ10,000円とする。
- 2) 次年度より年会費10,00円とする
- 3) 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4) 年会費は金融機関からの振込みにより納入する。
- 5) 正当な理由がなく会費を2か年以上滞納した場合は理事会の決議により退会させることができる。

(役員)

第8条 当協会に会長1名、副会長1名、スイム事業部長1名を置く。

- 1) 会長は当協会の代表として運営を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時は会長に代わり運営を統括する。
- 3) スイム事業部長はスイム事業者の代表として、スイム事業の運営を統括する。

(役員を選任及び解任)

第9条 役員は総会の議決により選任及び解任する。

- 1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 役員欠員が出た場合は速やかに臨時総会を開き役員選任を行う。

(総会)

第10条 総会は第4条で規定する会員及び第8条で規定する役員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。ただし、会長が必要と認められた時、または会員の意見があった場合は臨時総会を開催することが出来る。

- 1) 総会の案内は会長が、会員に連絡する。
- 2) 総会の議長は会長が行うか、会長が会員の中から選任する。
- 3) 総会は3分の2以上の出席をもって成立とする。委任状、委任の旨を伝えた場合も出席とする
- 4) 定期総会は毎年1回開催し、会則・事業内容・ガイドライン・適正価格・役員選任に関する事項や、その他必要な事項を審議する。
- 5) 総会の議事は、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。
- 6) 総会及び会議においては議事録を作成し、会員へと開示しなければならない。

(除名)

第11条 次の事項に該当する会員は当協会から指導を行い、次に注意の順に勧告を出し改善されなければ、総会の決議により当協会から除名することが出来る。

- 1) 事業において会則及びガイドライン違反があった場合。
- 2) 会員へ対し迷惑行為があった場合
- 3) 各関係機関に対し迷惑行為があった場合
- 4) その他信用を失う行為があった場合

(傭船)

第12条 当会員は日々のウォッチング及びスイム業務は自社所有の船舶で行わなければならない
但し、下記の場合は所定の手続きにて許可する。

- 1) 突発的な船舶の故障、定期的なメンテナンスの為に他船を使用する場合
協会内にて該当する旨を申し出て、周知徹底を行うこと。

2) 自社船舶の定員を超える場合

シーズン中に、そうなる可能性がある場合は、シーズン前に協会へ傭船する船舶を登録する必要がある。その場合には、傭船の不定期航路事業届、船舶写真を事前に提出し許可を取る必要がある。

3) 会員は出来る限り、自社船舶及び会員船舶を使用することを推奨とする。

(スイム事業部)

第13条 当会員はウォチング事業者とスイム事業者で構成されるが、その目的・趣旨の違いがある。その為にスイム事業部を協会内に設置し、スイムを行う事業者は事業部への加盟も することとする。

1) スイム事業部長を1名置き、スイム事業者の運営を統括する。

2) スイム事業部とウォチング事業者にて、良いより運営を心がけるために両事業者にて研修、及び会合を行う。